平成２８年（フ）第８号
埼玉県羽生市大字下新郷1208番地２　Ｐｒｉｎｃｅｓｓ201
債務者　内田　宏之
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部
平成２７年（フ）第２１５号
群馬県藤岡市鮎川567－１　シティパレス鮎川206号室、住民票上の住所群馬県前橋市下沖町200番地
債務者　大澤　篤宏
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
前橋地方裁判所高崎支部
平成２７年（フ）第６７３号
埼玉県入間市宮寺4102番地99
債務者　小澤　誠一
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部
平成２８年（フ）第３７号
埼玉県川越市大字野田1303番地４
債務者　大堀栄一郎
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部
平成２７年（フ）第２６３号
岡山県倉敷市帯高268番地５
債務者　太田美由紀（旧姓松原）
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係
平成２８年（フ）第６０１号
東京都練馬区大泉学園町５丁目28－８－11
債務者　大盛みゆき（旧姓澤田）
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部
平成２８年（フ）第６０９号
東京都葛飾区柴又３丁目17－６－502
債務者　草間　和枝
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部
平成２８年（フ）第６１７号
東京都板橋区赤塚１丁目36－６－302
債務者　山口　恭平
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部
平成２８年（フ）第６２４号
東京都墨田区八広３－35－18　ワコーレエレガンス京成曳舟第一202、住民票上の住所埼玉県鴻巣市赤見台２丁目２－13－204
債務者　秋谷　康貴
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部
平成２８年（フ）第６４１号
東京都葛飾区高砂３丁目13－５
債務者　高橋美奈子（旧姓萩原・宮崎）
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部
平成２８年（フ）第６４２号
東京都渋谷区上原２丁目37－27－101
債務者　佐竹　祐輔
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部
平成２８年（フ）第６４５号
東京都昭島市宮沢町２丁目25－10－204
債務者　小林志乃浮
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部
平成２８年（フ）第６４６号
東京都府中市若松町１丁目31－３－301
債務者　千葉　由唯
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部
平成２８年（フ）第６５６号
東京都文京区千駄木３丁目22－11－320
債務者　坪川　洋助
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部
平成２８年（フ）第６５９号
東京都北区赤羽西４丁目43－１－304　稲付第一マンション
債務者　小泉　昭雄
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部
平成２８年（フ）第６６０号
神奈川県茅ヶ崎市菱沼２丁目８－27－101
債務者　中野　敏幸
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部